

令和8年度水質検査(水質基準項目)のうち、有機フッ素化合物(PFAS)の結果等抜粋

太子町上下水道事業所

1 検査対象物質

ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)

2 検査地点

下記に示す水源地と各配水系統の末端周辺の給水栓としています。

3 基準値

基準値は、PFOSとPFOAの合算値で1リットルあたり0.00005mg(=50ng)以下です。

4 結果(令和8年8月時点)

水源地(原水)	8月	10月
吉福水源地	0.000011mg(11ng)	
老原水源地		

採取箇所(浄水)	5月	8月	11月	2月
太子ニュータウン公民館	0.000009mg(9ng)	0.000010mg(10ng)		
山田公民館	0.000006mg(6ng)	0.000007mg(7ng)		
龍田公民館	0.000006mg(6ng)	0.000005mg(5ng)未満		

「令和8年度水質検査計画」に基づき、原水は年に1回、給水栓(浄水)は3ヵ月に1回検査を実施しています。

本町の水質検査計画は、令和8年4月1日に施行された「水質基準に関する省令の一部を改正する省令(令和7年環境省令第19号)」で定められた基準値を設定し、策定しています。

水質検査は、水道法第20条第3項の規定により、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関に委託して実施しています。